

公益財団法人静岡県腎臓バンク定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人静岡県腎臓バンクという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県浜松市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、腎臓移植術による腎臓機能障害者に対する腎臓機能の付与に資するため、腎臓移植の普及促進事業及び腎臓移植と腎臓病に関する知識の普及啓発事業等を行い、もって県民の福祉の向上と健康で活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(公益目的事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 腎臓移植の普及促進に関する事業
- (2) 腎臓移植と腎臓病に関する知識の普及啓発に関する事業
- (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、静岡県において行うものとする。

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(規律)

第6条 この法人は、理事会において別に定める倫理規程の理念と規範に則り、事業を公正かつ適正に行い、第3条に掲げる公益目的の達成と社会的信用の維持及び向上に努めるものとする。

第2章 財産及び会計

(財産の種別)

第7条 この法人の財産は、基本財産及び運用財産の2種類とする。

2 基本財産は、次の各号の財産をもって構成する。

- (1) 基本財産と指定して寄附された財産
- (2) 理事会及び評議員会で、基本財産に繰り入れることを決議した財産

(財産の維持)

第8条 この法人は、財産については、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって

適正な維持及び管理をしなければならない。

(財産の管理及び運用)

第9条 この法人の財産の管理及び運用は理事長が行うものとし、その方法は理事会において別に定める資金運用規程による。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

3 第1項の書類については、毎事業年度開始の日の前日までに静岡県知事に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第11条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、定時評議員会において承認を得るものとする。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

3 前2項の書類については、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に静岡県知事に提出しなければならない。

(長期借入金及び基本財産の処分)

第12条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、評議員会において、総評議員の3分の2以上の決議を経なければならない。

2 この法人が基本財産の処分を行おうとする時も、前項と同じ決議を経なければならない。

(会計原則等)

第13条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会において別に定める会計処理規程による。

3 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いについては、理事会において別に定める。

第3章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(定数)

第14条 この法人に、評議員8名以上10名以内を置く。

2 評議員のうち、1名を評議員長とする。

(選任等)

第15条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という。)第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体において職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

3 評議員長は、評議員会において選定する。

4 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

5 評議員に異動があつたときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を静岡県知事に届け出るものとする。

(権限)

第16条 評議員は、評議員会を構成し、第19条第2項に規定する事項の決議に参画するほか、法令に定めるその他の権限を行使する。

(任期)

第17条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、任期の満了又は辞任により退任した後も、第14条に定める定数に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第18条 評議員は無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前項に関し必要な事項は、評議員会において別に定める役員等の報酬及び費用に関する規程による。

第2節 評議員会

(構成及び権限)

第19条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 評議員会は、次の事項を決議する。

(1) 理事及び監事の選任及び解任

(2) 役員等の報酬及び費用に関する規程

(3) 理事及び監事の費用の額の決定

(4) 評議員の選任及び解任

(5) 定款の変更

(6) 各事業年度の事業計画及び予算の報告

- (7) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
 - (8) 長期借入金の借入
 - (9) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (10) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
 - (11) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
 - (12) 前各号に定めるもののほか、一般社団・財団法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項
- 3 前項の規定にかかわらず、評議員会においては、第22条第1項の書面に記載した評議員会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(種類及び開催)

第20条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

- 2 定時評議員会は、年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

(招集)

第21条 評議員会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

- 2 前項の規定にかかわらず、評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項の規定による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第22条 理事長は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により招集の通知を発しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第23条 評議員会の議長は、評議員長がこれに当たる。

- 2 評議員長に事故があるときは、評議員会において、出席した評議員の中から議長を選定する。

(定足数)

第24条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第25条 評議員会の議事は、一般社団・財団法人法第189条第2項に規定する事項及びこの定款で別に規定するものを除き、決議に加わることのできる評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに前項の決議を行わなければならない。
- 3 第1項前段の場合において、議長は、評議員として決議に加わることはできない。

(決議の省略)

第26条 理事が、評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について、決議に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第27条 理事が評議員の全員に対して、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第28条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印しなければならない。

(評議員会運営規則)

第29条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において別に定める評議員会運営規則による。

第4章 役員等及び理事会

第1節 役員等

(種類及び定数)

第30条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以上20名以内
 - (2) 監事 2名又は3名
- 2 理事のうち、2名又は3名を一般社団・財団法人法上の代表理事とし、うち1名を理事長、その他を副理事長とする。又、代表理事以外の理事のうち、1名又は2名を一般社団・財団法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

第31条 代表理事及び業務執行理事は、理事会において選定する。

- 2 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 3 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係

にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

- 4 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を静岡県知事に届け出るものとする。

(理事の職務及び権限等)

第32条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

- 2 代表理事は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 業務執行理事は、理事会において別に定める職務権限規程により、この法人の業務を分担執行する。
- 4 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第33条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の調査をすることができる。

(任期)

第34条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第30条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第35条 役員が次の一に該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、決議に加わることのできる評議員の議決権の4分の3以上の決議に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第36条 役員は無報酬とする。

- 2 役員にはその職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会において別に定める役員等の報酬及び費用に関する規程による。

(取引の制限)

第37条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) この法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
 - 3 前2項の取扱いについては、第50条に定める理事会運営規則による。

(顧問)

第38条 この法人に、顧問3名以内を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験を有する者のうちから、理事会において任期を定めた上で選任する。
- 3 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 4 前項に関し必要な事項は、評議員会において別に定める役員等の報酬及び費用に関する規程による。

(顧問の職務)

第39条 顧問は、理事長の諮問に答え意見を述べ、又は理事会に出席して意見を述べることができる。

第2節 理事会

(設置及び構成)

第40条 この法人に理事会を設置する。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第41条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) 評議員会の日時、場所及び目的である事項等の決定

(5) 規則の制定、変更及び廃止

(開催)

第42条 理事会は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上開催する。

2 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を示して招集の請求があったとき。

(招集)

第43条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第2号に該当する場合は、その請求があった日から2週間以内に理事会を開催しなければならない。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第44条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第45条 理事会は、決議に加わることのできる理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第46条 理事会の決議は、この定款で別に規定するものを除き、決議に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、理事会の決議に、理事として決議に加わるできない。

(決議の省略)

第47条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(報告の省略)

第48条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、当該事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第32条第4項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第49条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに記名押印しなければならない。

(理事会運営規則)

第50条 理事会の運営に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において別に定める理事会運営規則による。

第5章 事務局

(設置等)

第51条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める就業規程及び給与規程による。

第6章 賛助会員

(賛助会員)

第52条 この法人の目的及び事業に賛同し、援助する個人又は団体を、賛助会員とする。

- 2 賛助会員に関する必要な事項は、理事会において別に定める賛助会員規程による。

第7章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第53条 この定款は、評議員会において、決議に加わることのできる評議員の4分の3以上の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第15条についても適用する。
- 3 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「公益法人認定法」という。)第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更をしようとするときには、静岡県知事の認定を受けなければならない。
- 4 前項以外の定款の変更を行った場合には、遅滞なく、その旨を静岡県知事に届け出なければならない。

(合併等)

第54条 この法人は、評議員会において、決議に加わることのできる評議員の4分の3以上の決議により、他の一般社団法人又は一般財団法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

- 2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を静岡県知事に届け出なければならない。

(解散)

第55条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第56条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)において、公益法人認定法第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、評議員会の決議により類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は同法第5条第17号イからトに掲げる法人に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第57条 この法人が、清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議により類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は公益法人認定法第5条第17号イからトに掲げる法人に贈与するものとする。

第8章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第58条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容及び財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会において別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第59条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会において別に定める情報公開規程による。

(公告)

第60条 この法人の公告は、電子公告により行う。

第9章 補則

(委任)

第61条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法

人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の代表理事のうち理事長は鈴木和雄、副理事長は加藤正明、指出昌秀とし、業務執行理事は土屋次義、大田原佳久とする。

3 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

岡田典之、宮地邦彦、長田純男、渡辺忠昭、坂本裕、近藤孝、山田起男、池田誠、平井正晴、竹内睦雄

4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

5 この定款は、令和元年 6 月 13 日から施行する。

事業 年度	自	令和4年4月1日	法人コード	A001996
	至	令和5年3月31日	法人名	公益財団法人静岡県腎臓バ ンク

役員等名簿

1. 評議員(公益財団法人の場合のみ)

フリガナ(姓/名)		氏名(姓/名)		常勤 非常勤	
スギヤマ	トシカズ	杉山	壽一	非常勤	10
カゲヤマ	シンジ	影山	慎二	非常勤	1
ヒラヤマ	トモアキ	平山	智朗	非常勤	1
ヨシダ	シゲタカ	吉田	成孝	非常勤	1
カワイ	マサシ	河合	正志	非常勤	1
ゴトウ	ユキヒロ	後藤	行宏	非常勤	1
ナカニシ	トシマサ	中西	利方	非常勤	1
マツシタ	トモユキ	松下	友幸	非常勤	1
ムラマツ	ミチオ	村松	道夫	非常勤	1
モチヅキ	ヨシカズ	望月	良和	非常勤	1

2. 理事

代表理事は、その者の「代表理事」の欄に「レ」を記載してください。

フリガナ(姓/名)		氏名(姓/名)		常勤 非常勤	代表 理事	
オオタ	ノブタカ	太田	信隆	非常勤	レ	18
モリ	ノリコ	森	典子	非常勤	レ	1
オザワ	テルオ	小澤	照雄	非常勤		1
ミヤケ	ヒデアキ	三宅	秀明	非常勤		1
スギヤマ	ヒロシ	杉山	洋	非常勤		1
オカダ	クニカズ	岡田	国一	非常勤		1
ウンノ	ナオキ	海野	直樹	非常勤		1
オノダ	ミツシ	小野田	光利	非常勤		1
タカハシ	クニノリ	高橋	邦典	非常勤		1
スギヤマ	ヨシロウ	杉山	義郎	非常勤		1
ヤナガワ	ミノル	柳川	実	非常勤		1
カトウ	タクヤ	加藤	拓也	非常勤		1
アオキ	ハルミ	青木	春美	非常勤		1
オノウエ	フミオ	尾上	文雄	非常勤		1
チギラ	マコト	千明	眞	非常勤		1
ナガイ	シヅカ	永井	しづか	非常勤		1
カシワダ	ケンジロウ	柏田	健次郎	非常勤		1
ゴジョウ	トシカズ	五条	敏和	非常勤		1

3. 監事

フリガナ(姓/名)		氏名(姓/名)		常勤 非常勤	
アガタ	マサヨシ	縣	正義	非常勤	2
ハンバ	ヒロヤス	半場	浩恭	非常勤	1

令和4年度 事業報告
(事業年度: 令和4年4月1日～令和5年3月31日)

目的 腎臓移植術による腎臓機能障害者に対する腎臓機能の付与に資するため、腎臓移植の普及促進事業及び腎臓移植と腎臓病に関する知識の普及啓発事業等を行い、もって県民の福祉の向上と健康で活力ある社会の実現に寄与すること。

公1 腎臓移植の普及促進に関する事業

ア 院内体制の充実のため、県内医療機関を巡回、移植関連情報提供・相談・助言

財源:【静岡県臓器移植連絡調整者設置事業事務委託費】

事業の公共性チェックポイント…(5)相談、助言

ア① 静岡県臓器移植コーディネーター(Co)による医療機関の巡回 101回

静岡県立総合病院、浜松医療センター、中東遠総合医療センター、静岡済生会総合病院、静岡赤十字病院、焼津市立総合病院、
国際医療福祉大学熱海病院、静岡県立こども病院、聖隷浜松病院、磐田市立総合病院、順天堂大学医学部附属静岡病院、三島総合病院
市立御前崎総合病院

② 臓器提供講演会企画・講師紹介等 1施設

開催日	実施施設	開催日	実施施設
12月22日	中東遠総合医療センター		

③ 脳死下・心停止下の臓器提供シミュレーション実施等の指導・支援 2施設

開催日	実施施設	開催日	実施施設
11月16日	聖隷浜松病院(シミュレーション)	3月23日	御前崎市立総合病院(臓器提供マニュアル修正)

イ 献腎発生時から提供後までの円滑な連絡調整。腎臓摘出・搬送・移植までのプロセスを担う。提供後に提供施設や提供者に対し移植経過報告の実施。提供者家族のアフターケア。

イ① 臓器提供者数:9人(脳死下提供:7人、心停止後提供:2人)

② 献腎移植者数:9人(県内からの提供:9人、県外からの提供:0件)

静岡県内 腎臓移植施設	移植腎数	静岡県内 腎臓移植施設	移植腎数
国際医療福祉大学熱海病院	2	浜松医科大学医学部附属病院	4
県立総合病院	3		

(参考) 県外移植施設での移植数

心臓 6件、肺 8件、肝臓 5件、肝腎同時 0件、膵臓 0件、膵腎同時 1件、腎臓(県外)3件、小腸 1件

③ 臓器提供者への感謝状の交付:希望者8名

④ 前年度(令和3年度)の臓器提供施設及びドナー家族への移植報告、R4年度提供者家族訪問(通夜・葬儀・移植報告):のべ19回訪問

⑤ 臓器提供の連絡調整のための勉強会

開催日	開催場所	内容	開催日	開催場所	内容
8月24日	静岡県警察学校	検視実務専科研修会			

ウ 提供現場の医師、移植医師、院内移植Co等の移植関係者会議を開催し専門的知識の情報交換や症例検討等各々のスキルアップを図った。

財源:【静岡県臓器移植連絡調整者設置事業事務委託費・静岡県臓器移植普及啓発事業業務委託費・臓器移植ネットワーク(以後JOTNW)都道府県支援事業費助成金】

事業の公共性チェックポイント…(3)講座、セミナー、育成

ウ① 静岡県院内移植コーディネーター協議会の開催 開催数:18回

開催回数	開催日	参加施設	参加人数	開催場所	内容
328	4月26日	24	34	あざれあ	定期総会
329	5月27日	21	35	あざれあ	グループ学習「臓器提供の流れ・ドナー適応・臓器提供の初動・院内院外調整について」
330(中部)	6月7日	9	13	あざれあ	法的脳死判定について(指摘事項の確認、提供施設での工夫点など)
331(西部)	6月14日	8	17	アクトシティ研修交流C	
332(東部)	6月21日	4	5	プラサヴェルデ	
333	7月8日	20	42	アクトシティ浜松 コンgresセンター	「脳死下臓器提供の手術室対応」 ①シミュレーション視聴 ②講演:浜松医療センター手術室副看護師長 宮野良子様、県立こども病院医療安全部 池野亜紀子様 ③グループワーク
334	8月23日	16	34	ペガサート	半日研修「臓器提供の意思表示と代理意思決定支援」 講師:ドナーご家族、静岡県立総合病院 急性・重症患者看護専門看護師 中村祥英様

335	9月2日	16	34	CSA貸会議室	講演 ①「浜松医大における献腎移植患者に関する報告」 浜松医大院内移植Co 水口智明さん ②「脳死下臓器提供事例報告」 静岡済生会病院 院内移植Co 上田理恵子さん
336(中部)	10月4日	9	19	ペガサート	心停止後の臓器提供について「流れ・調整・脳死下との違い」 動画視聴、心停止下提供の流れを確認
337(西部)	10月18日	9	20	アクトシティ研修交流C	
338(東部)	10月25日	6	8	ブラサヴェルデ	講演:続・心停止後の臓器提供について
339(中部)	11月8日	10	19	静岡労政会館	
340(西部)	11月15日	6	15	アクトシティ研修交流C	講演:「終末期の確認・臓器灌流方法について」 講師:群馬県移植コーディネーター 稲葉伸之先生
341(東部)	11月22日	6	7	ブラサヴェルデ	
342	12月20日	21	35	ペガサート	講演:「臓器提供の意思確認について」 講師:浜松医療センター 水谷敦史先生
343	1月17日	15	27	あざれあ	講演:「脳死下提供時、集中治療医はどんな視点でドナー管理をしているのか」 講師:中東遠総合医療センター 松島暁先生
344	2月3日	20	35	あざれあ	講演:「心停止後臓器提供の長期対応症例報告」 講師:静岡県立総合病院看護師長 新間仁美様
345	3月7日	22	40	あざれあ	

② 静岡県臓器提供・移植対策協議会の開催 開催数:3回

開催回	開催日	開催場所	参加人数	内容	
49	7月8日	18	71 (うち web28)	アクトシティ浜松 コンgresセンター	「臓器提供症例報告」 ①中東遠総合医療センター ②浜松医療センター
50	9月2日	13	56 (うち web19)	CSA貸会議室	「臓器提供症例報告」 静岡済生会総合病院(脳死下臓器提供2例)
51	2月3日	17	63	あざれあ	①web講演:「移植医療推進の行政の取組と臓器移植法ガイドライン改正の概要」 講師:厚生労働省 吉川美喜子先生 ②ドナーご家族のお話

③ 静岡県腎移植担当医懇談会の開催 開催数:2回

開催回数	開催日	開催場所	内容
1	8月26日	オンライン	県東部地区の腎摘出について・脳死下提供時の互助制度について
2	12月23日	オンライン	症例報告・摘出臓器のパッキング方法について

④ 臓器提供に関するワークショップ【聖隷浜松病院:臓器提供施設連携体制構築事業】

開催回数	開催日	内容	開催場所
1	3月19日	聖隷浜松病院臓器提供施設連携体制構築事業ワークショップ	県立総合病院

エ 臓器提供への協力を促すため、腎臓提供施設に対して献腎提供協力金の交付を行った。

財源:【基本財産運用益・賛助会費】
事業の公共性チェックポイント…(13)助成(応募型)

エ① 献腎提供協力金交付施設数…のべ 7施設

中東遠総合医療センター	聖隷浜松病院(2)	磐田市立総合病院
静岡県立総合病院(3)		

オ 今後の移植医療の発展に繋げるため、意識調査を実施したり、関連団体、関連書物での腎不全・移植関連データの収集を行った。

財源:【基本財産運用益・賛助会費】
事業の公共性チェックポイント…(6)調査・資料収集

オ① 腎不全に関する調査のため、各学会の情報を集めた。

開催日	場所	学会	開催日	場所	学会
6月19日	オンライン	日本脳死脳蘇生学会	10/13~10/15	名古屋市	第58回日本移植学会
2/11-2/12	東京都	第56回臨床腎移植学会			

② 静岡県における各種腎不全・移植関連データ

年度	腎臓提供数	献腎移植数	移植希望者数
04年度	13	9	402

(希望者数は令和04年12月末時点)

カ① 臓器提供推進委員会を開催した。

開催回	開催日	場所	参加者	内容
第11回	3月13日	CSA会議室	推進委員7名	臓器提供教育プログラム研修会参加者派遣について、2022年度県内の臓器提供と移植について

その他公1の事業を達成するための事業

財源:【基本財産運用益・賛助会費】

- ① 院内移植Coが実施する体制整備のための院内啓発活動への支援
 ② 臓器移植ネットワーク主催の都道府県Co研修会出席

日付	場所	内容	日付	場所	内容
6月8日、9日	web視聴	JOT 級別コーディネーター研修(石川)	2/28	東京AP浜松町	全国都道府県移植Co連絡会議
11月9・10日	web視聴	JOT 級別コーディネーター研修(伊藤)			

- ③ 腎臓移植施設への支援活動
 ④ その他の勉強会等への出席 ※参加者名のないものはCo2名で参加

日付	場所	内容	日付	場所	内容
5月21日	web視聴	兵庫県Web研修会(石川)	6月3日	ウイック愛知	愛知県施設内移植情報担当者会議
8月24日	web参加	聖隷浜松連携事業会議	8月20日	web参加	重症患者メディエーター研修会
9月9日	Web(動画)	三重県院内Co連絡会議(伊藤)(提供事例対応のため動画講演)	9月16日	web参加	聖隷浜松連携事業会議
9月22日	聖隷浜松	聖隷浜松連携事業カンファレンス(講演会)	1月20日	web参加	神奈川県院内Co協議会(石川)(提供対応のため、動画講演)
2月1日	web参加	聖隷浜松連携事業会議	2月1日	web参加	児童虐待について勉強会
2月16日	web参加	髙島移植勉強会(伊藤)			
2月17日	三重県総合文化センター	三重県院内Co連絡会議 ※アドバイザーとして参加			
3月8日	愛知腎臓財団	事例検討会	3月29日	web参加	聖隷浜松web会議

公2 腎臓移植と腎臓病の知識の普及啓発に関する事業

ア 腎臓移植や腎臓病の知識の普及啓発のため、インターネットやイベント、広報誌バンクだより等を活用、イベント等で意思表示カードやパンフレットの配布

事業の公共性チェックポイント…(18)その他

- ア① 意思表示カード、パンフレット及びポスター等の送付 24,944人に配布した。

月	配布及び送付先	内容	送付数
4月	腎臓バンク事務所入口前		5
5月	静岡医療専門学校		114
6月	腎臓バンク事務所入口前		5
7月	静岡雙葉中学校・高等学校		203
8月	臓器移植推進協力病院、静岡県、静岡県腎友会		7,625
9月	森町ライオンズクラブ、掛川西高校、駿府城坤櫓、事務所入口前		304
10月	榛南ライオンズクラブ、三島総合病院、コンクール表彰式ほか		232
11月	浜松工業高校、土肥LC、静岡県庁、国際医療福祉大学熱海病院、各市町(成人式用)ほか		15,610
12月	静岡医療秘書学院、聖隷三方原病院、長泉町(成人式追加)、掛川城イベント、浜北LC		658
1月	浜北LC、腎臓バンク事務所入口前		30
2月	腎臓バンク事務所入口前		12
3月	磐田市立総合病院、ワークショップ、腎臓バンク事務所入口前		146

- ② 各市町の健康まつり等のイベントを活用し、一般への普及に努めた。

月日	場所	内容
10月2日	沼津市市民体育館	ぬまづ健康スポーツ祭にて普及啓発ブース出展(千明理事、院内移植Coボランティア参加)
12月24日	掛川城三の丸広場	掛川プロジェクトマップにて、掛川西高校生徒とコラボレーションし、普及啓発動画の上映と普及啓発活動を実施(千明理事、院内移植Coボランティア参加)

- ③ 黄色い羽根募金強化月間(9~11月)に全県下 4,168件設置

協力団体:静岡県医師会、静岡県薬剤師会、静岡県歯科医師会、静岡県鍼灸師会、静岡県および市町村社会福祉協議会、金融機関

ライオンズクラブ、行政、推進協力病院、その他の医療機関、他

- ④ 広報紙「静岡県腎臓バンクだより 第37号」を作成し、関係機関に送付した。(9000部)

賛助会員、寄附者、黄色い羽根募金協力団体(静岡県医師会、静岡県薬剤師会、静岡県歯科医師会ほか)、ライオンズクラブ、医療機関、行政関係

提供者ご遺族、静岡県腎友会、静岡県タクシー協会、ボランティア、製薬会社等

⑤ ホームページを活用し、最新の情報を提供した。

更新日	ページ	内 容	更新日	ページ	内 容
5月	院内Coブログ	院内移植Co特設ページ(4回更新)	6月	院内Coブログ	院内移植Co特設ページ(1回更新)
6月16日	イベント	ポスターコンクール告知	6月	情報公開	事業報告・決算資料掲載
7月	院内Coブログ	院内移植Co特設ページ(5回更新)	9月8日	イベント	グリーンライトアップ告知
9月	院内Coブログ	院内移植Co特設ページ(2回更新)	10月	院内Coブログ	院内移植Co特設ページ(1回更新)
11月9日	イベント	コンクール結果発表	11月	院内Coブログ	院内移植Co特設ページ(3回更新)
12月	イベント	掛川プロジェクトマップ(告知・報告)	12月	院内Coブログ	院内移植Co特設ページ(3回更新)
1月	院内Coブログ	院内移植Co特設ページ(2回更新)	1月19日	お知らせ	海外研修派遣 応募要項告知
2月	院内Coブログ	院内移植Co特設ページ(2回更新)	3月	情報公開	令和5年度事業計画、予算書
3月29日	お知らせ	ポスターコンクール作品展	3月	院内Coブログ	院内移植Co特設ページ(3回更新)

臓器移植推進月間イベント「グリーンライトアップ」

駿府城坤櫓	10月1日(土)～10月30日(日) 日没～24時
富士川サービスエリア大観覧車	10月1日(土)～年10月31日(月) 日没～21時
聖隷浜松病院	10月14日(金)～年10月31日(日) 17時～21時
焼津市立総合病院	10月16日(日)～年10月23日(日) 日没～22時半

イ 腎臓移植や腎臓病の知識の普及啓発のため、講演会・市民公開講座や移植説明会の実施

財源:【臓器移植普及啓発事業業務委託費・基本財産運用益・特定財産運用益・賛助会費・黄色い羽根募金・その他助成金】

事業の公共性チェックポイント…(3)講座、セミナー、育成

イ① 市民公開講座 中止

② 移植説明会等の開催 (高等学校、中学校、ライオンズクラブ等)

7月13日	場所	静岡雙葉中学校・高等学校
	対象	生命科学コース「命の尊厳ゼミ」受講生、聴講希望保護者
	講師	県立こども病院川崎達也医師、石川牧子県臓器移植Co、伊藤さやか県臓器移植Co
10月21日	場所	掛川西高校
	対象	掛川西高校パソコン部および教諭約20名
	講師	中東遠総合医療センター 松島暁先生
1月10日	場所	浜北ライオンズクラブ
	対象	ライオンズクラブ会員15名
	講師	石川牧子県臓器移植Co

ウ 移植医療の社会的認知度を高めるため、移植を受けた方々が書いた絵や手紙、提供者が残したぬり絵作品に授業で色をぬり、いのちのメッセージを加えた絵、また臓器移植を考えるポスターコンクールの優秀作品の展示を行い、移植医療の尊さ、素晴らしさを伝えた。

財源:【臓器移植普及啓発事業業務委託費】

事業の公共性チェックポイント…(9)展示会

ウ① 臓器移植ポスターコンクール「いのちのリレー」作品展巡回 (16施設) 来院者(患者、家族など)と院内職員への啓発活動

開催月	開催場所
11月	沼津市立病院、静岡市立静岡病院、遠州病院
12月	国際医療福祉大学熱海病院、静岡厚生病院、焼津市立病院、中東遠総合医療センター
1月	聖隷三方原病院、藤枝市立総合病院、浜松医科大学医学部附属病院、中東遠総合医療センター(12月～)
2月	伊豆今井浜病院、聖隷浜松病院、三島総合病院
3月	静岡徳洲会病院、静岡済生会総合病院、静岡医療センター

その他公2の事業を達成するための事業

日付	内 容	場 所
7月4日	はまぞうラジオ番組にて法人活動紹介	FMharo!スタジオ(浜松市)

臓器移植ポスターコンクール「いのちのリレー」開催

6月1日	要項発送	-	県内の小・中・高校923、院内移植コーディネーター設置施設37、図書館28、協働センター125
9月14日	作品撮影	浜松医大	千明理事、バンク職員
9月21日～10月5日	一次審査	オンライン	理事10名および院内移植コーディネーター等関係者35名
10月10日	二次審査	静岡労政会館	理事4名(太田理事長、森副理事長、柳川理事、尾上理事)および静岡県教育研究会美術研究部部長 見城秀明様
10月23日	表彰式	浜松市福祉交流センター	理事3名(太田理事長、千明理事、尾上理事)および受賞者12名、受賞者保護者

管理部門

【理事会・評議員会および監査など】

開催日	内容	場所	開催日	内容	場所
5月10日	監査	浜松医大会議室	5月23日	第39回理事会	あざれあ
6月13日	第23回評議員会	あざれあ	7月7日	第40回理事会	書面決議
9月3日	第41回理事会	書面決議	9月29日	第24回評議員会	書面決議
10月20日	第42回理事会	書面決議	11月14日	第25回評議員会	書面決議
2月20日	第43回理事会	CSA会議室	3月31日	評議員会 報告の省略	書面決議

【その他公益法人運営に関する活動】

開催日	内容	場所	役員の活動
5月10日	セキスイハイム東海株式会社 総会にて寄附金贈呈	浜松グランドホテル	大田原理事
5月17日	債券買換えについて 監事相談	遠州信用金庫本店 浜松いわた信用金庫本店	縣監事、半場監事
6月2日	債券買換えについて 遠州信用金庫監事相談	電話	縣監事
6月9日	債券買換えについて 浜松いわた信用金庫監事相談	浜松いわた信用金庫本店	半場監事
6月13日	新評議員(静岡商工会議所)へ事業協力依頼	静岡商工会議所	理事長
6月27日	新理事(奥浜名湖ライオンズクラブ)へ事業協力依頼	ありたまこども園	理事長
6月27日	賛助会員30年感謝状贈呈	市立湖西病院	理事長
6月27日	財務について検討会	アクトシティ研修交流センター	理事長 加藤理事、半場監事
7月14日	財務について相談	浜松いわた信用金庫本店	半場監事
7月22日	財務について相談	遠州信用金庫本店	縣監事
10月4日～8日	債券買換えについて相談	メール・電話にて	半場監事 縣監事 加藤理事
10月28日～31日	債券買換えについて相談	メール・電話にて	半場監事 縣監事
11月8日	セキスイハイム東海株式会社 安全大会にて寄附金贈呈	ブケトーカイ	千明理事
1月16日	運営会議(令和4年度執行と令和5年度計画について)	あざれあ	理事長 加藤理事、千明理事

【受発信文書確認】

太田理事長: 発信文書は都度メールにて決裁、受信文書は月初に前月分をメールにて確認

千明理事: バンク事務所にて確認(9/21、10/27、11/25、12/24、1/25、2/15、3/28)

令和4年度収支計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
①基本財産運用収入	3,913,000	3,887,247	25,753
基本財産利息収入	3,913,000	3,887,247	25,753
②特定資産運用収入	36,000	35,591	409
退職給付引当資産受取利息収入	0	39	△ 39
その他特定資産受取利息収入	36,000	35,552	448
③会費収入	2,400,000	2,340,000	60,000
賛助会員会費収入	2,400,000	2,340,000	60,000
④事業収入	13,181,800	13,181,000	800
移植連絡調整者設置事業収入	11,337,000	11,337,000	0
腎移植普及啓発事業収入	1,844,800	1,844,000	800
⑤補助金等収入	2,034,000	2,185,237	△ 151,237
JOTあっせん事業関係助成金	602,000	812,740	△ 210,740
JOT都道府県支援事業助成金	1,432,000	1,372,497	59,503
⑥寄付金収入	2,724,000	2,781,066	△ 57,066
受取寄付金収入	1,249,000	1,319,221	△ 70,221
黄色い羽根募金収入	1,410,000	1,408,276	1,724
自動販売機寄附金収入	65,000	53,569	11,431
⑦雑収入	126,000	126,129	△ 129
受取利息収入	0	129	△ 129
雑収入	126,000	126,000	0
事業活動収入計	24,414,800	24,536,270	△ 121,470
2. 事業活動支出			
①事業費支出			
給料手当支出	11,809,000	12,196,127	△ 387,127
退職給付支出	476,000	475,200	800
福利厚生費支出	1,907,000	1,917,672	△ 10,672
旅費交通費支出	1,847,800	1,253,753	594,047
通信運搬費支出	971,000	959,383	11,617
消耗品費支出	343,000	524,359	△ 181,359
印刷製本費支出	1,969,000	2,094,635	△ 125,635
賃借料支出	195,000	823,261	△ 628,261
保険料支出	90,000	89,400	600
諸謝金支出	800,000	870,000	△ 70,000
委託費支出	563,000	530,441	32,559
広告宣伝費支出	108,000	171,480	△ 63,480
諸会費支出	150,000	150,000	0
支払手数料支出	45,000	42,343	2,657
会議費支出	174,000	204,573	△ 30,573
提供関連費支出	191,000	208,718	△ 17,718
会場費支出	421,000	426,741	△ 5,741
雑支出	86,000	89,230	△ 3,230
事業費支出計	22,145,800	23,027,316	△ 881,516
②管理費支出			
給料手当支出	2,145,000	2,147,809	△ 2,809
退職給付支出	77,000	76,800	200
福利厚生費支出	253,000	292,488	△ 39,488
会議費支出	55,000	53,564	1,436
旅費交通費支出	114,000	129,462	△ 15,462
通信運搬費支出	216,000	259,740	△ 43,740
消耗品費支出	24,000	26,783	△ 2,783
印刷製本費支出	32,000	11,694	20,306
光熱水料費支出	73,000	73,442	△ 442

賃借料支出	159,000	156,004	2,996
諸会費支出	9,000	8,975	25
支払手数料支出	88,000	68,009	19,991
委託費支出	673,000	667,920	5,080
雑支出	50,000	49,601	399
管理費支出計	3,968,000	4,022,291	△ 54,291
事業活動支出計	26,113,800	27,049,607	△ 935,807
事業活動収支差額	△ 1,699,000	△ 2,513,337	814,337
II 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
①基本財産取崩収入			
運用財産基金売却収入	25,000,000	25,000,000	0
基本財産取崩収入計	25,000,000	25,000,000	0
②特定資産取崩収入			
特定資産取崩収入計	0	0	0
投資活動収入計	25,000,000	25,000,000	0
2. 投資活動支出			
①基本財産取得支出			
運用財産基金取得支出	25,000,000	25,301,150	△ 301,150
基本財産取得支出計	25,000,000	25,301,150	△ 301,150
②特定資産取得支出			
研修派遣費引当資産取得支出	300,000	300,000	0
特定資産取得支出計	300,000	300,000	0
固定資産取得支出計	0	0	0
投資活動支出計	25,300,000	25,601,150	△ 301,150
投資活動収支差額	△ 300,000	△ 601,150	301,150
III 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入			
財務活動収入計	0	0	0
2. 財務活動支出			
財務活動支出計	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0
IV 他会計振替額	0	0	0
V 予備費支出	0		0
当期収支差額	△ 1,999,000	△ 3,114,487	1,115,487
前期繰越収支差額	6,976,195	6,976,195	0
次期繰越収支差額	4,977,195	3,861,708	1,115,487

令和4年度正味財産増減計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
①基本財産運用益	4,011,871	4,135,781	△ 123,910
基本財産受取利息	4,011,871	4,135,781	△ 123,910
②特定資産運用益	33,877	33,869	8
退職給付引当資産受取利息	41	41	0
その他特定資産受取利息	33,836	33,828	8
③受取会費	2,340,000	2,355,000	△ 15,000
賛助会員受取会費	2,340,000	2,355,000	△ 15,000
④事業収益	13,181,000	11,266,793	1,914,207
移植連絡調整者設置事業収益	11,337,000	9,421,993	1,915,007
腎移植普及啓発事業収益	1,844,000	1,844,800	△ 800
⑤受取補助金等	2,185,237	1,401,439	783,798
JOTあっせん事業関係助成金	812,740	658,500	154,240
JOT都道府県支援事業助成金	1,372,497	742,939	629,558
⑥受取寄付金	2,781,066	4,308,892	△ 1,527,826
受取寄付金	1,319,221	2,741,081	△ 1,421,860
黄色い羽根募金収益	1,408,276	1,501,950	△ 93,674
自動販売機寄附金収益	53,569	65,861	△ 12,292
⑦雑収益	126,129	120,300	5,829
受取利息	129	60	69
雑収益	126,000	120,240	5,760
経常収益計	24,659,180	23,622,074	1,037,106
(2) 経常費用			
①事業費			
給料手当	12,196,127	9,926,385	2,269,742
退職給付費用	475,200	475,200	0
福利厚生費	1,917,672	1,649,203	268,469
旅費交通費	1,253,753	709,631	544,122
通信運搬費	959,383	978,011	△ 18,628
減価償却費	40,219	87,609	△ 47,390
消耗品費	334,359	524,212	△ 189,853
印刷製本費	2,094,635	1,780,449	314,186
賃借料	823,261	833,791	△ 10,530
保険料	89,400	87,400	2,000
諸謝金	870,000	390,000	480,000
委託費	530,441	749,331	△ 218,890
広告宣伝費	171,480	96,580	74,900
諸会費	150,000	150,000	0
支払手数料	42,343	38,697	3,646
会議費	204,573	125,850	78,723
提供関連費	208,718	137,547	71,171
会場費	426,741	549,131	△ 122,390
雑費	89,230	421,112	△ 331,882
事業費計	22,877,535	19,710,139	3,167,396

②管理費			
給料手当	2,147,809	2,134,441	13,368
退職給付費用	76,800	76,800	0
福利厚生費	292,488	258,156	34,332
会議費	53,564	61,495	△ 7,931
旅費交通費	129,462	82,200	47,262
通信運搬費	255,208	265,006	△ 9,798
消耗品費	26,783	89,307	△ 62,524
印刷製本費	11,694	30,090	△ 18,396
光熱水料費	73,442	34,943	38,499
賃借料	156,004	159,004	△ 3,000
諸会費	8,975	3,975	5,000
支払手数料	68,009	93,637	△ 25,628
委託費	667,920	666,600	1,320
雑費	49,601	34,563	15,038
管理費計	4,017,759	3,990,217	27,542
経常費用計	26,895,294	23,700,356	3,194,938
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 2,236,114	△ 78,282	△ 2,157,832
当期経常増減額	△ 2,236,114	△ 78,282	△ 2,157,832
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
その他の経常外収益			
過年度修正益	0	1,936,240	△ 1,936,240
経常外収益計	0	1,936,240	△ 1,936,240
(2) 経常外費用			
その他の経常外費用			
過年度修正損	0	1,936,240	△ 1,936,240
経常外費用計	0	1,936,240	△ 1,936,240
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	△ 2,236,114	△ 78,282	△ 2,157,832
当期一般正味財産増減額	△ 2,236,114	△ 78,282	△ 2,157,832
一般正味財産期首残高	31,164,683	31,242,965	△ 78,282
一般正味財産期末残高	28,928,569	31,164,683	△ 2,236,114
II 指定正味財産増減の部			
①基本財産受取利息	3,722,689	3,840,692	△ 118,003
一般正味財産への振替額	△ 3,722,689	△ 3,840,692	118,003
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	293,627,369	293,627,369	0
指定正味財産期末残高	293,627,369	293,627,369	0
III 正味財産期末残高	322,555,938	324,792,052	△ 2,236,114

令和4年度 貸借対照表

(令和5年3月31日現在)

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	3,699,649	6,609,717	△ 2,910,068
未収金	1,248,330	1,011,558	236,772
貯蔵品	194,532	0	194,532
前払金	55,280	18,400	36,880
流動資産合計	5,197,791	7,639,675	△ 2,441,884
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
投資有価証券	306,604,616	306,178,842	425,774
定期預金	339,000	339,000	0
基本財産合計	306,943,616	306,517,842	425,774
(2) 特定資産			
研修派遣費引当資産	1,200,000	900,000	300,000
運用財産基金	11,005,996	11,007,710	△ 1,714
退職給付引当資産	2,050,000	2,050,000	0
減価償却引当資産	500,000	500,000	0
特定資産合計	14,755,996	14,457,710	298,286
(3) その他固定資産			
什器備品	40,223	80,442	△ 40,219
その他固定資産合計	40,223	80,442	△ 40,219
固定資産合計	321,739,835	321,055,994	683,841
資産合計	326,937,626	328,695,669	△ 1,758,043
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	860,044	462,477	397,567
前受収益	98,275	25,279	72,996
預り金	183,232	175,724	7,508
賞与引当金	1,190,137	1,190,137	0
流動負債合計	2,331,688	1,853,617	478,071
2. 固定負債			
退職給付引当金	2,050,000	2,050,000	0
固定負債合計	2,050,000	2,050,000	0
負債合計	4,381,688	3,903,617	478,071
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
受贈投資有価証券	293,627,369	293,627,369	0
指定正味財産合計	293,627,369	293,627,369	0
(うち基本財産への充当額)	293,627,369	293,627,369	0
2. 一般正味財産			
(うち基本財産への充当額)	28,928,569	31,164,683	△ 2,236,114
(うち特定資産への充当額)	13,316,247	12,890,473	425,774
(うち特定資産への充当額)	12,705,996	12,407,710	298,286
正味財産合計	322,555,938	324,792,052	△ 2,236,114
負債及び正味財産合計	326,937,626	328,695,669	△ 1,758,043

令和4年度 財産目録
(令和5年3月31日現在)

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等		使用目的等	金額		
(流動資産)	現金預金						
	現金	手元保管		運転資金として	32,980		
	普通預金	遠州信用金庫	半田支店	9030	運転資金として	2,384,128	
		遠州信用金庫	半田支店	9048	運転資金として	34,766	
		静岡銀行	上島支店	167887	運転資金として	162,389	
		浜松いわた信用金庫	有玉支店	15952	運転資金として	29,262	
		静岡信用金庫	本店	175357	運転資金として	29,798	
		ゆうちょ銀行	〇八五	00850-1-66367	運転資金として	11,658	
	振替貯金		〇八九	00890-4-110421	運転資金として	14,668	
		定期預金	遠州信用金庫	半田支店	0202662	運転資金として	1,000,000
					<現金・預金計>	3,699,649	
	未収金	78利付国債他経過利息			公益目的保有財産であり、運用益を公益目的事業の財源としている。	813,026	
		定期預金他経過利息			運用財産基金以外の特定資産としている。	9,039	
		公益社団法人日本臓器移植ネットワーク			令和4年度都道府県支援事業	300,265	
		公益社団法人日本臓器移植ネットワーク			令和4年度あっせん関係事業	126,000	
					<未収金計>	1,248,330	
	貯蔵品	松本印刷			黄色い羽根募金シール令和5年度・6年度分	190,000	
		日本郵便			切手・レターパック	4,532	
					<貯蔵品計>	194,532	
	前払金	静岡産業振興協会			令和5年度会議室借料	26,180	
コンベンションリンケージ				令和5年度会議室借料	5,000		
男女共同参画センター交流会議				令和5年度会議室借料	9,500		
静岡県社会福祉協議会				令和5年度会議室借料	2,600		
タイムズ24				リースカー駐車料金令和5年度分	12,000		
					<前払金計>	55,280	
流動資産合計					5,197,791		
(固定資産)	基本財産	投資有価証券	3-1回浜松市債	公益目的保有財産であり、運用益を公益目的事業の財源としている。	10,000,000		
			3-1回浜松市債	同 上	4,000,000		
			78回利付国債(20年)	同 上	138,781,929		
			122回利付国債(20年)	同 上	49,725,933		
			157回利付国債(20年)	同 上	78,804,002		
			182回利付国債(20年)	同 上	20,209,532		
			180回利付国債(20年)	同 上	5,083,220		
		定期預金	遠州信用金庫	半田支店	0171487	同 上	49,000
			遠州信用金庫	半田支店	0171479	同 上	290,000
						<基本財産計>	306,943,616
	特定資産	研修派遣費引当資産	<定期預金>				
			浜松いわた信用金庫	有玉支店	2184419	医療従事者の研修参加助成のための資金として管理している。	300,000
			遠州信用金庫	半田支店	0217259	医療従事者の研修参加助成のための資金として管理している。	300,000
			遠州信用金庫	半田支店	0220810	医療従事者の研修参加助成のための資金として管理している。	300,000
			浜松いわた信用金庫	有玉支店	2198814	医療従事者の研修参加助成のための資金として管理している。	300,000
		運用財産基金	<投資有価証券>				
			772回東京都公募公債			公益目的保有財産であり、運用益を公益目的事業の財源としている。	5,005,996
			大和証券グループ未来応援bond			公益目的保有財産であり、運用益を公益目的事業の財源としている。	5,000,000
			<定期預金>				
		退職給付引当資産	浜松いわた信用金庫	有玉支店	2132682	同 上	1,000,000
	<定期預金>						
	減価償却引当資産	浜松いわた信用金庫	有玉支店	2029744	職員退職給付引当金見合の引当資産として管理している。	650,000	
		浜松いわた信用金庫	有玉支店	2173957	同 上	1,400,000	
		<定期預金>					
		浜松いわた信用金庫	有玉支店	2184401	資産取得のための資金として管理している。	500,000	
					<特定資産計>	14,755,996	
	その他固定資産	什器備品	ノートパソコン	4台	公益目的の用に供している。	40,222	
ハーターペンティングパルン				同 上	1		
				<その他固定資産計>	40,223		
固定資産合計					321,739,835		
資産合計					326,937,626		

(流動負債)	未払金	普及啓発グッズ印刷費		353,100	
		献腎協力金3月分		100,000	
		野中会計事務所3月分		55,000	
		あっせん時間外分給与3月分		48,000	
		コピー機カウント料金3月分		16,445	
		リースカー燃料費3月分		17,467	
		リースカーETC利用料金2月、3月分		76,460	
		社会保険料3月分		131,537	
		ホームページ修正費・管理料3月分		52,800	
		交通費3月分		8,795	
		雑費		440	
				<未払金計>	860,044
		前受収益	令和5年度黄色い羽根募金		98,275
				<前受収益計>	98,275
		預り金	職員	社会保険料	
職員ほか	源泉所得税			54,780	
		<預り金計>	183,232		
賞与引当金	職員に対する賞与の支払に備えたもの		1,190,137		
		<賞与引当金計>	1,190,137		
流動負債合計				2,331,688	
(固定負債)	退職給付引当金	職員に対する退職金の支払に備えたもの		2,050,000	
			<退職給付引当金計>	2,050,000	
固定負債合計				2,050,000	
負債合計				4,381,688	
正味財産				322,555,938	

令和5年度 事業計画書

自：令和5年4月1日

至：令和6年3月31日

<基本方針>

「臓器の移植に関する法律」の理念のもと、腎臓をはじめとした臓器提供の推進を図る目的で、静岡県院内移植コーディネーター連絡会、静岡県臓器提供・移植対策協議会、静岡県腎移植担当医懇談会等を実施し、関係者との情報共有を行い、臓器提供発生時に円滑なコーディネート業務を行うことができるよう普及啓発と体制整備を行う。COVID-19感染状況により、制限もあるが、Web活用など、情報の共有に障害がないよう継続開催する。

また、県民に対する臓器移植や腎臓病に関する知識の普及啓発活動のうち、COVID-19流行状況も注視しながら、可能な限り実施していく。また、10月の臓器移植普及推進月間にグリーンライトアップ施設の拡大を行う。ポスターコンクールは今年度も継続実施し、若い世代への普及啓発活動を実施する。

Coも2名体制となり、3年目となる。静岡県は臓器提供事例も他県に比較し豊富であり、提供事例の経験の機会があるが、今後臓器提供の手順について更に理解を深めるよう検討を重ねる。臓器提供の増加とJOTの職員の減少により、あっせん時の都道府県Coへの業務分担が期待されており、更なるあっせん業務の補完を進める。

○ 公益目的事業1：腎臓移植の普及啓発に関する事業

【医療機関の体制整備に関する事業】

① 医療機関の巡回と支援、ホームページによる情報共有

対 象：推進協力病院、脳死下臓器提供の準備施設

内 容：COVID-19の流行状況により、各施設での活動は制限されるが、静岡県臓器移植コーディネーター（以後Co）が医療機関を巡回し、勉強会やシミュレーションなど院内移植Coと協同し、院内の普及啓発及び体制整備を実施する。腎バンクホームページを活用し情報の共有に努める。

【臓器提供あっせんに関する事業】

② 臓器提供事例（脳死下・心停止後）発生時の連絡調整

内 容：院内調整や法的脳死判定の支援・臓器摘出・臓器搬送・情報公開など公益社団法人日本臓器移植ネットワーク(JOT)Coと連携し進める。また、提供後に提供病院で実施される振り返り会などに参加する。

③ 臓器提供後の家族支援

内 容：ドナーの葬儀に参列。腎臓バンク理事長名の感謝状の贈呈。一年目までの移植経過報告や移植患者からのサンクスレターの持参。また、厚生労働大臣の感謝状の贈呈など JOTCo と連携し実施する。また提供後の家族の精神的フォローも行う。

【医療者向け会議・勉強会】

④-1 院内移植 Co 連絡会（県委託事業 12 回/年）

院内移植 Co の研鑽のため勉強会の開催。全体開催・地域開催にて実施。

④-2 今後に向け、院内移植 Co の学習モデルの作成（昨年度からの継続）

⑤ 臓器提供・移植対策協議会（県委託事業 1 回以上/年）

目的：医師、院内移植 Co、事務対象で、臓器提供事例共有を行う。年 3 回予定

⑥ 腎移植担当医懇談会（年 2 回。Web 開催）

目的：静岡県内の腎臓移植施設 4 病院の医師対象の事例他、問題点の共有。

⑦ 臓器提供推進委員会（年 1 回）

目的：県内の臓器提供についての諸問題を検討する会、臓器提供教育プログラム研修会(スペイン開催)参加者 1 名の選出。

⑧ 医療者の臓器提供教育プログラム研修会への派遣

令和 5 年度 現地開催予定（11 月 6 日～15 日スペインバルセロナ）

⑨（新規）ドナー管理についての勉強会（Web にて実施） 4 回シリーズ

【臓器提供協力金の交付】

⑩ 臓器提供を実施した医療機関に交付する

脳死下・心停止後臓器提供で献腎後、移植に付した場合（移植施設は県内外問わず）
1 腎につき 3 万円を交付する。（昨年度 5 万から減額）

○ 公益目的事業 2：腎臓移植と腎臓病の知識の普及啓発に関する事業

① 10 月の臓器移植普及推進月間の重点的事業

- ・ 県内モニュメントのグリーンライトアップとメディアを活用した広報
予定：新規・富士宮市役所、富士山世界遺産センター（富士宮）、富士川楽座大観覧車、駿府城坤櫓、掛川城天守閣、焼津市立総合病院、聖隷浜松病院ほか
- ・ 臓器移植対策功労者表彰推薦
- ・ 意思表示カード配布活動（COVID-19 感染流行状況により検討）
- ・ 市民公開講座

② 黄色い羽根募金活動（強化月間：9 月～11 月）

対象：県医師会、県薬剤師会、県歯科医師会、県看護協会、行政、病院等関連団体

③ ポスターコンクールと作品の巡回展示

学生対象のポスターコンクールの実施。市民ギャラリーなどでの展示検討。県内医療機関の作品巡回展示実施

④ 中学校、高等学校での「命の授業」

中学校・高等学校で臓器提供や臓器移植の理解を深める授業の実施。静岡県移植 Co と県内医療機関の救急科医師とのコラボレーションによる講演活動。

- ⑤ 腎バンクだよりの発行・ニューズレターの発行
- ⑥ 腎臓バンク活動広報リーフレット作成

○ その他、目的を達成するために必要な事業

- ① ホームページ作成と情報発信
ホームページ定期的な更新と内容の見直し
- ② 財政基盤の強化（賛助会員・寄付先の拡充）
関係機関へ支援依頼。

○ 法人関係

- ・ 定時理事会 : 2回 (5月、2月)
- ・ 定時評議員会 : 1回 (6月)
- ・ 通常監査 : 1回

令和5年度 収支予算書
(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位：円)

科 目	R05年度 予算額	R04年度 補正予算額	差 異
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
①基本財産運用収入			
基本財産利息収入	3,980,000	3,913,000	67,000
②特定資産運用収入	36,000	36,000	0
退職給付引当資産受取利息収入	0	0	0
その他特定資産受取利息収入	36,000	36,000	
③会費収入	2,500,000	2,400,000	100,000
賛助会員会費収入	2,500,000	2,400,000	100,000
④事業収入	13,181,000	13,181,800	△ 800
移植連絡調整者設置事業収入	11,337,000	11,337,000	0
腎移植普及啓発事業収入	1,844,000	1,844,800	△ 800
⑤補助金等収入	2,070,000	2,034,000	36,000
JOTあっせん事業関係助成金収入	570,000	602,000	△ 32,000
JOT都道府県支援事業助成金収入	1,500,000	1,432,000	68,000
⑥寄付金収入	2,758,000	2,724,000	34,000
受取寄付金収入	1,275,000	1,249,000	26,000
黄色い羽根募金収入	1,420,000	1,410,000	10,000
自動販売機寄附金収入	63,000	65,000	△ 2,000
⑦雑収入	150,000	126,000	24,000
受取利息収入	0	0	0
雑収入	150,000	126,000	24,000
事業活動収入計	24,675,000	24,414,800	260,200
2. 事業活動支出			
①事業費支出			
給料手当支出	9,112,000	8,947,000	165,000
賞与支出	2,863,000	2,862,000	1,000
退職給付支出	528,000	476,000	52,000
福利厚生費支出	1,954,000	1,907,000	47,000
旅費交通費支出	1,927,000	1,847,800	79,200
通信運搬費支出	1,062,000	971,000	91,000
消耗品費支出	221,000	343,000	△ 122,000
什器備品費支出	0	0	0
印刷製本費支出	2,348,000	1,969,000	379,000
賃借料支出	197,000	195,000	2,000
保険料支出	91,000	90,000	1,000
諸謝金支出	620,000	800,000	△ 180,000
委託費支出	550,000	563,000	△ 13,000
広告宣伝費支出	40,000	108,000	△ 68,000
諸会費支出	150,000	150,000	0
支払手数料支出	45,000	45,000	0
会議費支出	243,000	174,000	69,000
提供関連費支出	184,000	191,000	△ 7,000
会場費支出	403,000	421,000	△ 18,000
支助助成金支出	600,000	0	600,000
雑支出	45,000	86,000	△ 41,000
事業費支出計	23,183,000	22,145,800	1,037,200
②管理費支出			
給料手当支出	1,706,000	1,775,000	△ 69,000
賞与支出	370,000	370,000	0
退職給付支出	48,000	77,000	△ 29,000
福利厚生費支出	282,000	253,000	29,000
会議費支出	36,000	55,000	△ 19,000
旅費交通費支出	156,000	114,000	42,000
通信運搬費支出	213,000	216,000	△ 3,000
消耗品費支出	28,000	24,000	4,000
印刷製本費支出	14,000	32,000	△ 18,000
光熱水料費支出	72,000	73,000	△ 1,000
賃借料支出	161,000	159,000	2,000
諸会費支出	9,000	9,000	0
支払手数料支出	93,000	88,000	5,000
委託費支出	667,000	673,000	△ 6,000
雑支出	37,000	50,000	△ 13,000
管理費支出計	3,892,000	3,968,000	△ 76,000
事業活動支出計	27,075,000	26,113,800	961,200
事業活動収支差額	△ 2,400,000	△ 1,699,000	△ 701,000

II	投資活動収支の部			
1.	投資活動収入			
①	基本財産取崩収入			
	投資有価証券売却収入	0	25,000,000	△ 25,000,000
②	特定資産取崩収入			
	研修派遣費引当資産取崩収入	600,000	0	600,000
	特定資産取崩収入計	600,000	25,000,000	△ 24,400,000
	投資活動収入計	600,000	25,000,000	△ 24,400,000
2.	投資活動支出			
①	基本財産取得支出			
	投資有価証券取得支出	0	25,000,000	△ 25,000,000
②	特定資産取得支出			
	研修派遣費引当資産取得支出	0	300,000	△ 300,000
	退職給付引当資産取得支出	240,000	0	240,000
	周年記念事業引当資産取得支出	300,000	0	300,000
	特定資産取得支出計	540,000	25,300,000	△ 24,760,000
	投資活動支出計	540,000	25,300,000	△ 24,760,000
	投資活動収支差額	60,000	△ 300,000	360,000
III	財務活動収支の部			
1.	財務活動収入			
	財務活動収入計	0	0	0
2.	財務活動支出			
	財務活動支出計	0	0	0
	財務活動収支差額	0	0	0
IV	他会計振替額	0	0	0
V	予備費支出	0		0
	当期収支差額	△ 2,340,000	△ 1,999,000	△ 341,000
	前期繰越収支差額	2,782,956	4,781,956	△ 1,999,000
	次期繰越収支差額	442,956	2,782,956	△ 2,340,000